教企発第２８７号
令和７年２月２５日

酒田市監査委員　大　石　　薫　　様
酒田市監査委員　髙　橋　千代夫　様

酒田市教育委員会教育長　赤　坂　宜　紀
（　公　印　省　略　）

定期監査結果に対する措置等について

令和７年１月２７日付け監発第８７号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により通知します。

記

定期監査結果に対する措置について

| 監査対象課等 | 監査結果 | | 措置内容 |
|---|---|---|---|
| 企画管理課 | 注意事項 | **○契約書の引用条項が誤っているもの**<br>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褄が合わない部分があった。<br>内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。 | 契約書の引用条項を確認し、契約手続きにおいて適切に対応する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学校教育課 | 注意事項 | **○契約書どおりの履行確認が行われていないもの**<br>令和６年度に締結された、酒田市休日部活動地域移行業務委託【単価契約】契約書第２条（業務完了報告等）では、「毎月の業務完了後、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書等を提出しなければならない。」同条第２項では「業務完了報告書等を受理したときには、その日から起算して 10 日以内に処理した業務について検査を行わなければならない。」としているが、受託者である各クラブなどから、月ごとに業務完了報告書等は提出されていなかった。そのため、月ごとの履行確認は適正に行われていなかった。また、同契約書第３条（委託料の支払）では「委託料は、月ごとの実績に頭書の委託単価を乗じて算出される金額を月ごとに支払うものとする。」と規定されているが、委託料は月ごとに支払われておらず、業務実施日から２か月（最長６か月）を超えて支払っているものがあった。<br>受託者である各クラブに事務的な組織がなく、契約書どおりの事務処理が難しい面もあるが、市で契約書（案）を作成し契約を締結しており、履行確認を数か月過ぎてから行うことは困難でもあるので、適宜、受託者に実績報告の提出を促し、契約書にのっとり適正に事務処理を行うこと。 | 契約書どおりの履行確認が遅滞なく行われるよう、受託者に実績報告書の提出を促す手段等の事務処理方法を検討している。 |
| | | **○契約書の引用条項が誤っているもの**<br>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褄が合わない部分があった。<br>内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。 | 契約書の引用条項を確認し、契約手続きにおいて適切に対応する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 社会教育課 | 注意事項 | **○契約書の引用条項が誤っているもの**<br>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褄が合わない部分があった。<br>内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。 | 契約書の引用条項を確認し、契約手続きにおいて適切に対応する。 |
| スポーツ振興課 | 注意事項 | **○契約書の引用条項が誤っているもの**<br>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褄が合わない部分があった。<br>内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。 | 契約書の引用条項を確認し、契約手続きにおいて適切に対応する。 |